



大野 雅弘 取締役

世の中は不動産の需要が「世」に「借地権」といって、権利があるものの、権利者がいない人が持っている状態がある。借地権とは、土地に建物の所有権を有する者が、その土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。

「借地権」専門の不動産リーディングカンパニー

「借地権」といって、権利があるものの、権利者がいない人が持っている状態がある。借地権とは、土地に建物の所有権を有する者が、その土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。

「世の中は不動産の需要が」に「借地権」といって、権利があるものの、権利者がいない人が持っている状態がある。借地権とは、土地に建物の所有権を有する者が、その土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。

「世の中は不動産の需要が」に「借地権」といって、権利があるものの、権利者がいない人が持っている状態がある。借地権とは、土地に建物の所有権を有する者が、その土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。



「世の中は不動産の需要が」に「借地権」といって、権利があるものの、権利者がいない人が持っている状態がある。借地権とは、土地に建物の所有権を有する者が、その土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。借地権は、土地の所有権を有する者に、一定の期間を以て、その土地を借用し、その土地に建物を築き、その建物を所有する権利をいう。

03-6277-4484
03-6277-4485
contact@c21mercury.com
